

公正価値における月中平均価額の取扱い等、検討—ASBJ

去る10月11日、企業会計基準委員会第394回企業会計基準委員会を開催した。

公正価値測定に関するガイダンスおよび開示について、引き続き検討が行われた。

主な審議事項は次のとおり。

月中平均価額の取扱い

事務局は、その他有価証券の貸借対照表価額に月中平均価額を用いること、および外貨建その他有価証券の換算で用いる為替相場に期末前1カ月間の平均相場を用いることの双方を認めないことを提案している。また、減損上の「著しく下落した」の判定に月中平均価額を使用することとを認めたうえで、減損損失の算定は期末日における時価のみによることを提案している。

この提案に基づいて、企業会計基準10号「金融商品に関する会計基準」以下、「金融商品会計基準」というならびに日本公認会計士協会から出されている会計制度委員報告14号「金融商品に関する実務指針」と「金融商品に関するQ&A」の修正文案が示された。

そのうち、金融商品会計基準18項の注7（その他有価証券の決算時の時価について）が削除され、

20項に次の注が加えられた。

（注X）時価が著しく下落したときについて

著しく下落したときの判断には、原則として時価を用いるが、その他有価証券に関しては継続して適用することを条件として、期末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を用いることもできる。

委員からは、引き続き、減損損失の算定を期末日時価によることについて、「期末日時価と月中平均価額と2種類認める必要はない」など賛成意見が出される一方、「月中平均価額を禁止するほどの根拠があるのか理由づけが乏しい」と反対意見も出された。また、「20項に注として入れるのではなく、結論の背景で記載すればよいのでは」との意見が出された。

基準・指針の文案検討

時価の定義およびガイダンス

に関する会計基準ならびに適用指針の文案が示されて、審議が行われた。

前回の金融商品専門委員会（2018年10月20日（No.1526）情報フラッシュ参照）等で議論されたブローカー価格の取扱いについて、適用指針の文案に次のように盛り込まれた。

（第三者から入手した相場価格の利用）

48 時価の算定にあたって第三者から入手した相場価格を考慮する程度を評価する際には、当該価格の性質（例えば、当該価格が参考価格であるのか又は当該第三者と取引可能な価格であるのか）を考慮する。第三者から入手した相場価格が、当該第三者と取引可能な価格である場合は、参考価格である場合に比べて時価の算定にあたって考慮する程度を高くする。

委員からは、「以前の文案での『拘束力のある価格』を『第三者と取引可能な価格』に修正しているが、意味は変わらないのか」との質問に、事務局から「意味を変えず表現をわかりやすくしたもの」との回答があった。

開示充実の報告書(案)、最終調整—ASBJ、ディスクロージャー専門委

去る10月12日、企業会計基準

委員会は第17回ディスクロ

今月の税務

日付	項目	備考・コメント
11月12日(月)まで (注)10日は土曜、11日は休日のため	① 源泉所得税・特別徴収住民税の納付(平成30年10月分)	① 源泉所得税には復興特別所得税の額をあわせて納付する。
11月30日(金)まで	② 法人の確定申告、納付、延納の届出(平成30年9月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人事業所税・法人住民税 ③ 申告期限延長承認法人の法人税確定申告 1カ月延長(平成30年8月期) 2カ月延長(平成30年7月期) ④ 消費税確定申告(1カ月ごと)(9月期) ⑤ 消費税確定申告(3カ月ごと)(3、6、9、12月期) ⑥ 法人の中間申告(半期・3月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税 ⑦ 法人消費税の中間申告納付 直前期年税額4,800万円超のとき 1カ月ごと(9月期を除く) 直前期年税額400万円超のとき 3カ月ごと(3、6、12月期)	②～⑦ 法人の事業年度(課税期間)の終了日は各月末日とする。 ④、⑤ 消費税課税期間の短縮特例は適用後2年間継続が要件である。
(付記) 税を考える週間(11月11日～11月17日)		

ジャー専門委員会を開催した。主な審議事項は次のとおり。
見積りの開示充実
前回、事務局の提案に関して次のような意見が聞かれた。

- ① 訴訟に関連して引当金を計上すべきか否かに関する見積りと、固定資産の減損損失の見積りは本質的に異なり、前者を開示することに違和感がある
- ② 企業が見積差異を予想して開示項目を選択するという事務局の提案について、企業が財務諸表計上額を算出しているにもかかわらず、財務諸表に計上金額と異なる実績金額を予測することを求めることには合理性が認められないのではないか
- ③ 企業が開示項目を選択する際に「総合的な判断」を行うことは、実務上、困難であると考えられるため、ガイダンスを開示すべきではないか
- ④ 見積りの開示の記載内容として、「総合的な判断の結果、会計上の見積りが将来の財務諸表に重要な影響を与える可能性があるとした理由」および「見積金額の算定に影響を与える主要な要因および当該要因が見積金額に与える影響の説明」については具体的にどのような開示を行うことになるか

これらの意見を踏まえて、今回、新たに次の提案がされた。

- ・見積りの開示は、認識に関する見積りと測定に関する見積りの双方を対象とする
- ・見積りの開示の目的を、「見積りの不確実性の程度が高い見積りについて、財務諸表利用者が財務諸表計上額をより適切に評価できるような情報を開示すると表現する
- ・開示対象となる見積りを企業が選択する際の判断基準は「見積りの不確実性の程度が高いか否か」とする
- ・どの項目が見積りの不確実性の程度が高い見積りに該当するか判断するにあたって実務上のガイダンスを開発し、「財務諸表全体に対する見積り金額の幅の大きさ」および「見積り金額の発生可能性」の2つの側面を考慮する旨ならびにそれらの考慮方法を明らかにする
- ・見積りの開示として、見積りの概要、見積りにより財務諸表に計上された金額、見積りを行うにあたり企業が採用した主要な仮定、および異なる仮定等を採用した場合に財務諸表に及ぼす影響の説明を開示する

提案の方向性について、多くの委員から賛成の意見が聞

会計監査では、職業的懐疑心が強調される。監査証拠を鵜呑みにせず、批判的な姿勢で監査に臨むことが大切だ。ただし、それは不正摘発や捜査のような姿勢で監査をすることではない。

不正の兆候や疑いがある場合には、監査チームは入手した監査証拠をより慎重に検討し、監査法人は組織としてその業務に対する関与を強めるということであろう。なお、経営者の誠実性に強い疑念があれば監査契約の解除も選択肢となる。

平時から強い疑いの目で監査をすると、必要な情報が適時に、そして効率的に入手できない。人は疑われれば隠すし、信頼関係があれば、自ら相談をしにくるものだ。監査人が信頼されていれば、比較的早い時期に案件の相談があり、両者で多面的な検討が行われる。監査では「対立」ではなく「対話」が大切だ。

経営者の誠実性は監査受嘱の前提である。そして企業と監査人は、お互いの信頼関係をより高めることが大切だ。信頼関係が構築されていけば、お互いに迷惑をかけたくない、信頼を失いたくないという気持ちが芽生えるものであり、私は監査において、その意識を大切にしてきた。

だが、一方で経営者が誠実であると感じると、会社の説明はすべて事実であると感じたり、会社の見解(要望)について、支障のない限り、その見解をサポートするための理屈を会社と一緒に検討してしまうことがある。たしかに、会社の立場で物事を考えることは信頼関係を維持するためには必要なことである。ただし、当事者として入り込み過ぎると第三者的な視点を失うこと

会計・監査の “現場感” 信頼関係と 中立性

になりかねない。会社との距離感、すなわち、中立性には十分留意する必要がある。

社会的役割を担う監査では、会社を信頼することと、会社の見解を批判的に検討せず受け入れることはまったく別の問題であるとの意識が大切だ。

私の経験では、会社の見解を傾聴したうえで、それを受け入れなかったことにより信頼関係を損ねたことはないと考えている。むしろ、中立的

な立場で、ダメなものダメ、という是々非々のスタンス、いわば軸がブレない対応こそが、中期的に会社との信頼関係の強化につながったと感じている。これも信頼関係があればその対応である。そのためには、実態を踏まえて、常に「的の中心」(あるべき会計処理)を考える必要がある。それは、結果として、リスクから会社を守ることにつながることもあり、監査人に対する安心感につながるであろう。なお、会社からの信頼を失う原因は、傾聴しない、いざとなったときに逃げの対応をする、×といったときの理由の説明が不十分、などが多いのではないかと感じている。

不正リスク対応監査基準では、職業的懐疑心の考え方として、「経営者が誠実であるとも不誠実であるとも想定しないという中立的な観点を変更するものではない」^(注)とされている。中立的なスタンスというのは、不正摘発型の姿勢で監査に臨む必要はないが、逆に経営者が誠実である想定してもいけないのである。監査基準の文言は中立性の考え方を的確に表現している言葉であり、監査現場では常に意識すべき姿勢であろう。

(注) 傍線は筆者による

(公認会計士 布施伸章)

かれた。

9月開催のIASBボード会議

IFRS基準における持分法による会計処理について、IASBスタッフは、関連会社または共同支配企業が「不可分」かそうでないかの分類に関して、報告企業と関連会社との関係が実質的に変更された場合に限り変更されるべきだと提案した。

この提案に対して事務局は、「認識および測定段階から包

括的な見直しが必要であり、持分法により会計処理される関連会社または共同支配企業について財務業績計算書における表示のみを改善しても、有用な情報提供にはならない」との考えを示した。

専門委員からは「事業を多角化している日系企業が多いなかで『不可分』かどうか判断するイメージが湧きにくい」との意見が上がった。

「のれんの償却」の再検討についても意見交換

IASB、ASAF対応専門委

去る10月12日、企業会計基準委員会は第75回ASAF対応専門委員会を開催した。

主な審議事項は次のとおり。

10月開催のASAF会議の報告

DP「資本の特徴を有する金融商品」のセクションでは、ASBJ事務局は次の懸念を述べた。

- ・時点特性と金額特性の組み合わせによる分類は複雑であり、この分類原則が利害関係者にどのような便益をもたらすのかわからない
- ・提案によりOCIの利用が拡大され、ノンリサイクリングと

の意見がある一方、オーストラリアからは「減損テストの見直しを諦めるべきではない」との意見もあったことが報告された。

9月のIASBボード会議

IASBスタッフは、財務業績計算書における「通例でない項目」または「頻度が低い項目」に関して、次の提案をした。

- ・企業がMPM(経営者業績指標)を開示することを選択するかどうかとは無関係に別個に開示することを求める

会計

IFRS16号のエンドースメント手続へのコメント対応、検討

IASB、エンドースメント作業部会

去る10月10日、企業会計基準委員会は第44回IFRSのエンドースメントに関する作業部会を開催した。

これまでの経緯

2018年6月18日に修正国際基準公開草案6号「修正国際基準(国際会計基準と企業会計基準委員会による修正国際基準)によって構成される会計基準」の改正案(以下、「公開草案」という)が公表された。

これは、IFRS16号「リース」等のエンドースメント手続

- ・財務業績計算書の注記において開示し、財務業績計算書の行項目と関連づけることを求める
- ・企業が識別するうえで役立つガイダンスを開発する

ASBJ事務局は、「一般的には有用だが、IAS1号87項を削除することを前提に、通例でない項目または頻度が低い項目の概念を明確にし、適切な名称を付したうえで本表に独立した内訳項目として表示すべき」との考えを示した。

会計

を実施したものである。

今回、寄せられた6通のコメントの紹介と、その対応案について検討した。

寄せられたコメントと対応案

IFRS16号を「削除又は修正」しないとする公開草案へ寄せられたコメントに対して、次のような対応案が示された。

【寄せられたコメント】

- ・提案には同意するが、エンドースメント手続の方法である評価方法が総合的な評価へ変更

されており、判断根拠の説明を見直す必要がある

【コメントへの対応案】

・総合的な評価を行っている旨を「公表にあたって」に記載する

【寄せられたコメント】

・わが国のリース会計基準の方向性が明らかになった後にすべきで時期尚早であり、公開草案に反対

【コメントへの対応案】

・エンドースメント手続は、IASBにより公表された会計基準等についてわが国で受入れ可能か判断するものであり、わが国のリース会計基準の開発とは関係ない

事務局は、総合的な評価を採用した理由として、「IFRS9号『金融商品』のエンドースメント手続のときは、ノンリサイクリングのようなパーツごとに受入れ可能か判断することができ、今回のIFRS16号のエンドースメントは会計基準全体を受入れ可能かどうか判断する必要があること」を挙げた。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2018年 10月10日	源泉所得税の改正のあらまし (日ロシア新租税条約)	国税庁	「所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国政府とロシア連邦政府との間の条約」が2018年10月10日に発効し、源泉所得税については2019年1月1日から適用が開始されることになったことに伴い、あらましをまとめたもの。 http://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/0018009-087.pdf	—

米インフレ懸念につながる利上げの障壁

金融

米労働省が10月5日に発表した9月の雇用統計は、失業率が3・7%で前月比0・2ポイント低下、非農業部門の雇用者数は同13万4千人の増加だった。失業率は、48年9カ月ぶりの水準まで改善した。市場予測は、各々、3・8%と18万5千人だったため、失業率は予測値を上回る改善幅で雇用者数は予測値を下回っている。

労働省の説明によると、雇用者数の減少についてはハリケー「フロレンス」の影響が考えられ、約30万人が働けず影響を受けたとみられる。また平均時給についても、27・24ドルで前月比0・08ドル増加し過去最高だった。前年比プラス2・8%で、過去1年間の平均2・65%を上回っている。

ちなみに労働省は、11日に9月の米消費者物価指数(CPI)を発表しているが、コア指数の伸びは前年同月比プラス2・2%で、引き続き米FRBの目標値2%をやや上回る水準となっている。

市場の関心は、平均時給の伸びが急速に大きくなり、インフレ懸念につながるかにある。し

かし、今回は平均時給の伸び率自体が一定であり、そのような懸念はない。

したがって、今回の雇用統計の結果だけをみれば、12月の利上げは予定どおり実施される可能性があり、来年も今年のように四半期ごとのベースの利上げとなれば妥当な判断だといえる。

一方で利上げの影響を受けて、米長期金利は10年物国債利回りで3・2%台まで上昇し

証 券

世界の株価は当面、乱高下が続く

10月10日、米株価の大幅な下落がビッグニュースとなった。NYダウは前日比832ドル安、これは史上3番目の下げである。しかし、株価水準が大きく上がっているため、下げ率は3・1%となり、歴史上では特に大きくはない。NYダウは11日も545ドル下げ、2日間で計5・2%の下げとなった。直近高値と比較すると、10日は48%下落、11日は7%の下落となった。やはり投資家の肝を冷やすには十分の下落であろう。

アメリカ株が10日に下落すると、日本以下の市場は時差のた

ている。この結果、株式市場はNYダウの10月10日終値で前日比832ドル安、11日の日経平均株価で同915円安の急落となった。

ただ株価急落も、一時的であればアメリカ経済に対する影響は限定的となる。むしろ、米中間の貿易問題による関税引上げが物価押上げ要因となったり、アメリカの利上げが新興国リスクの拡大につながるようだと、利上げの見直しを迫られ、インフレ加速の懸念が生じる。

さらに今後は、FRBの追加利上げを明確に非難するトランプ政権もリスク要因となるだろう。

め翌11日が連鎖安の日となる。世界同時株安の発生である。この日、日本、ドイツ、中国など経済規模が上位の国の株価下落率を直近高値比で見ると米株価より大きい。それに次ぐ経済規模の国々、韓国、台湾、インドなどの株価下落率を直近高値比で見ると、さらに大きくなった。経済規模が大きい国ほど株価下落率は小幅である。

今、世界経済の懸念材料である貿易摩擦、原油価格の上昇、アメリカへの資金集中などの影響は、経済規模が小さい国ほど

大きいということであろうか。米株価は10月第1週、小幅ながら下げる日が多かったが、第2週の10日に至って大きく下げた。

この時期、株安の新たな材料が発生したわけではないが、騰勢を続けてきた長期金利の3%台突入がはつきり認識されたことを反映するものといえそう。長期金利は9月末のFRBの政策金利引上げを受け徐々に上昇し、3%台を突破、経済活動や企業収益を抑制する可能性が強まってきたのではないかと。

トランプ大統領は連続株安の直後、FRBの利上げを非難した。中央銀行の政治からの独立というルールを無視した言動で、大統領に対する信頼を低下させるだけだが、FRBがこれからどんな行動をするか、注目される。

ただ、今回の株価下落がさらに暴落へと展開していくのか、といえはその公算は小さいと考えられる。その理由は単純で、世界の株価はアメリカを筆頭にバブル状態にまで上昇していないことである。つまり、山が高くなければ谷は深くない、のである。しばらく米株価は乱高下し、したがってその他の国々の株価も乱高下を余儀なくされよう。米中の貿易摩擦をめぐる協議が進むか、米中間選挙の結果がどうなるか、といった問題を見守っていくほかない。